

募集  
お知らせ**CONTENTS**

スマイル・カンパニー制度にご登録ください .....	1	ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について .....	5
ユースエール認定制度のご案内 .....	1	にいがた中高年世代活躍応援サイトのご案内 .....	5
若者や就職氷河期世代のための職場実習受入企業募集 .....	2	新潟県の最低賃金は時間額1,050円です .....	6
わくわくワークにいがたキャンペーン .....	3	第14次労働災害防止推進計画に関するアンケート回答のお願い .....	6
11月は「労働保険未手続事業一掃強化月間」です .....	3	労働安全衛生法、作業環境測定法、労働施策総合推進法の一部改正 .....	6
障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰について .....	4	11月は「過労死等防止啓発月間」です .....	7
11月は「人材開発促進月間」です .....	4	労働相談Q & A .....	8
技能五輪全国大会・全国アビリティック開催 .....	4	労働トラブル休日相談会のご案内 .....	8
骨髄バンクドナー休暇制度導入とドナー助成金制度について .....	5	経済指標 .....	8

## 〈障害者雇用に取り組まれている企業の皆様へ〉 スマイル・カンパニー制度にご登録ください！

県では、障害者の雇用の促進と安定を図るため、多数の障害者を雇用する事業所から物品又は役務の調達を積極的に行う「スマイル・カンパニー制度」を実施しています。

「スマイル・カンパニー制度」に登録いただくと、県(地域振興局、警察署、県立病院及び県立学校等を含みます)の物品又は役務の調達において優先的な取扱いを受けることができます。

昨年度の調達実績は、約1億4,818万円でした。

登録申請は隨時受け付けておりますので、ぜひスマイル・カンパニーへの登録をご検討ください。

**【登録要件】**

登録には、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 県の「物品等入札参加資格者名簿」若しくは「庁舎等管理業務入札参加資格者名簿」に登載されていること、又は同等の資格を有すると認められること
  - (2) 県内に事務所又は事業所を有する中小企業者であること
  - (3) 令和6年度及び令和5年度の各6月1日において、次のいずれにも該当すること
    - ・事業者全体として、法定雇用率※以上の障害者を雇用していること
    - ・県内事務所又は事業所において(合計)、法定雇用率※の2倍以上かつ2人以上の障害者を雇用していること
- ※法定雇用率  
令和6年度：2.5% (常時雇用する労働者数 40.0 人以上で 1 人以上の雇用義務)  
令和5年度：2.3% (常時雇用する労働者数 43.5 人以上で 1 人以上の雇用義務)

◎制度内容、申請方法など詳しくは、県HP [スマイル・カンパニー制度](#) で 検索

または以下お問い合わせ先まで

雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

## 若者の人材確保にお困りの中小企業の皆様へ「ユースエール認定制度」のご案内

若者の採用、育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

令和7年8月末現在の新潟県内のユースエール認定企業数は95社、全国1位の認定数です。

認定企業になると、以下のようなメリットがあります。



- ①労働局・ハローワークなどで認定企業を重点的にPRするので、若者からの応募の増加が期待できます
- ②ハローワークなどが開催する企業説明会、面接会等について優先的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます
- 【メリットはこのほかにもたくさん！詳しくは下記URL・二次元バーコードからHPをご覧下さい】

離職率、労働時間、有給休暇、育児休業などで一定の認定基準を満たした中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

申請方法等の詳細については、以下の問い合わせ先まで、遠慮なくお問い合わせください。

新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 又は最寄りの各ハローワーク

[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/youthyell\\_001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-hellowork/youthyell_001.html)



# 若者や就職氷河期世代のための職場実習受入企業を募集します! ～ご協力いただいた企業へ協力費を支給します～



働くことに悩みや不安を抱えている若者や就職氷河期世代の職場実習の機会を拡大し、職業的自立を促すため、県では、地域若者サポートステーション（通称「サポステ」）が行う職場実習の受入れにご協力いただいた企業に対して協力費の支給を行っています。

## ○支給制度の概要

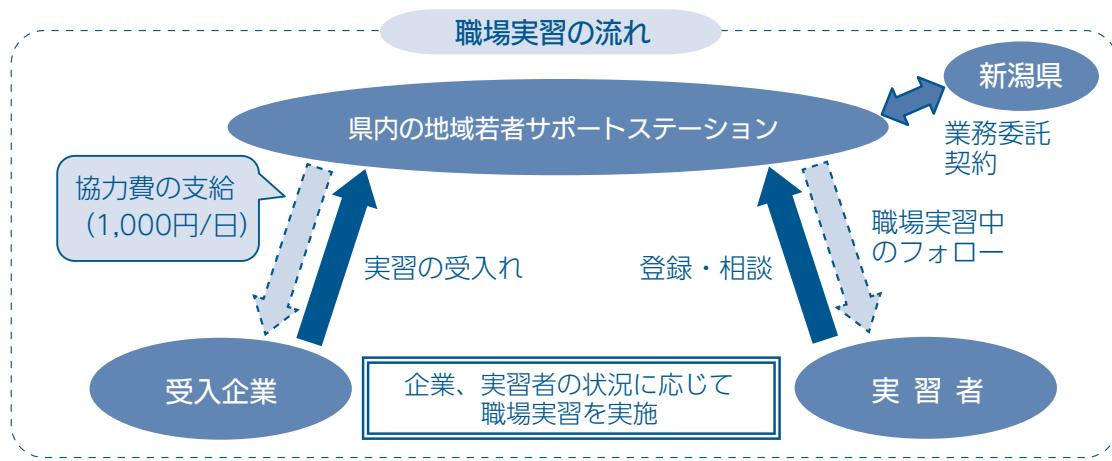
**対 象：サポステ実習者の職場実習を受入れた企業**

**支 給 額：受入れ1日当たり1,000円／人**

※県がサポステに業務を委託し、サポステから企業へ協力費が支払われます。

サポステでは、働くことのない者や働く意欲が芽生え始めた者の職場実習を受入れていただける企業を募集しています。

ご関心のある企業は各地域若者サポートステーションにお問い合わせください。



### ※サポステとは？

働くことに悩みや不安を抱えている15歳から39歳までの若者、40歳から49歳までの就職氷河期世代を対象に、就労に向けた支援を行う機関です。

## ○お問い合わせ先

### ・サポステに関すること

名 称	対象地区	所在地	問い合わせ先
新潟サポステ <a href="https://saposute-niigata.net/">https://saposute-niigata.net/</a>	新潟市	新潟市中央区弁天2-2-18 (ときめきしごと館2階)	025-255-0099
下越サポステ <a href="http://kaetsu-saposute.com/">http://kaetsu-saposute.com/</a>	村上市、新発田市、胎内市、阿賀野市、五泉市、聖籠町、阿賀町、関川村、粟島浦村	新発田市大栄町1-1-1 新栄よろず町ビル1階 (ヤングジョブしぶた)	0254-28-8735
長岡サポステ <a href="https://www.nagaoka-wsc.org/">https://www.nagaoka-wsc.org/</a>	長岡市、小千谷市、柏崎市、魚沼市、出雲崎町、刈羽村、十日町市、南魚沼市、津南町、湯沢町	長岡市今朝白1-10-12 2階	0258-86-7730
三条サポステ <a href="https://www.saposute-sanjo.com/">https://www.saposute-sanjo.com/</a>	三条市、燕市、佐渡市、見附市、加茂市、田上町、弥彦村	三条市桜木町12-38 (三条ものづくり学校216号室)	0256-32-3374
上越サポステ <a href="https://www.j-saposute.jp/">https://www.j-saposute.jp/</a>	上越市、糸魚川市、妙高市	上越市寺町2-20-1 (上越市福祉交流プラザ2階)	025-524-3185

### ・県の職場実習受入促進奨励金に関すること

■ 産業労働部雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270

# わくわくワークにいがたキャンペーン

県では「働き方改革推進に向けた機運醸成」と、「新潟県の働く場としての魅力の発信」を図るため、毎年10・11月頃に県内の政労使が一体となったキャンペーンを実施しています!!

## 【令和7年度のテーマ】

### (企業認定制度活用促進キャンペーン)

人手不足を背景に、若者や女性に「選ばれる」企業となるために、働きやすい職場環境づくりの重要性がこれまで以上に求められています。こうした中で「働きやすさ」や「働きがい」のある職場環境を整え、求職者や学生に発信する手段として、企業認定・登録制度が注目されています。

#### 企業認定・登録制度の一例をご紹介します！

##### ○ 新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度(Ni-fu) 【新潟県 政策企画課】

多様で柔軟な働き方の推進や、仕事と家庭・その他の活動の両立支援、女性の登用・育成などに積極的に取り組む企業を認定する制度です。

##### ○ えるぼし認定 (女性活躍推進企業) 【新潟労働局 雇用環境・均等室】

女性の活躍促進のための取組の実施状況が優良な企業を認定する制度です。

##### ○ くるみん認定 (子育てサポート企業) 【新潟労働局 雇用環境・均等室】

労働者の仕事と子育ての両立を図る企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。

県では今年のキャンペーンを通じて、これらの企業認定・登録制度を、新たな紹介チラシの作成や就職イベントでの周知活動により広く発信し、求職者や学生に向けた認知度の向上と、認定・登録企業の拡大を図ってまいります。

「キャンペーン特設サイト」で  
過去の取り組みを紹介しています。

わくわくワークにいがた 検索

<https://wakuwakuwork-niigata.com>



しごと定住促進課 025（280）5260

## 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険(労災保険と雇用保険の総称)に加入する必要があります～

一部の農林水産事業を除き、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態を問わず、労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります！

### ◎労働保険に関するQ&A

Q 1 わが社はパートなどの短時間勤務の労働者が多いので、雇用保険に入る必要はないのでしょうか。

A 1 雇用保険は雇い入れ時点もしくは雇用期間中の状況の変化により、31日以上の雇用の見込みがあり、1週間の所定労働時間が20時間以上であれば、必ず加入しなければなりません。  
雇用形態に応じ、事業主や労働者が加入するかどうかを選択できるものではありません。

Q 2 労災保険の加入を怠っていた期間中に労働災害が発生した場合、罰則はあるのですか。

A 2 労災保険は、雇用保険の加入要件に該当しない短時間労働者であっても加入対象となります。事業主が故意または重大な過失により、労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が発生して労災保険給付を行った場合は、事業主から①と②の両方について徴収することになります。

- ① 遊っての労働保険料等(※1)及び同保険料等の10%の追徴金  
② 費用徴収金(労働災害に関して給付される保険給付(※2)の額に100%または40%を乗じて得た額)

※1 労働保険料等には、労災保険料・雇用保険料の他一般拠出金が含まれます。

※2 被災した労働者が療養を開始した以降3年間に給付されるものに限ります。ただし、給付のうち、療養(補償)等給付及び介護(補償)等給付は除かれます。

労働保険の加入手続きなどの詳しいことについては、

新潟労働局総務部労働保険徴収課 または 各労働基準監督署 及び 各ハローワーク へご相談ください。

しごと定住促進課 025（288）3502

## 障害者雇用優良事業所・優秀勤労障害者表彰式を行いました

県では、毎年障害者雇用支援月間(9月)に、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため、障害者雇用に積極的に取り組んでいる事業所等に対して、知事表彰を行っています。

令和7年度は9月12日にHOTEL GLOBAL VIEW 新潟(新潟市中央区)で行われ、次の方々が表彰されました。

障害者雇用優良事業所	優秀勤労障害者
株式会社 三宝(新潟市)	須貝 英夫さん (フジイコーポレーション株式会社)
株式会社 阿部製作所(長岡市)	鈴木 謙さん (日本ハム総菜株式会社)

◎詳細は県HP [障害者雇用](#) [検索](#) または以下お問い合わせ先まで

**雇用能力開発課 雇用対策係 025 (280) 5270**

## 11月は「人材開発促進月間」です

厚生労働省では、職業能力の開発・向上の促進及び技能の振興を目指し、11月を「人材開発促進月間」、11月10日を「技能の日」としています。新潟県では、新潟県の産業を支えてきた卓越した技能者(にいがたの名工)や功労者を表彰します。

### ※「人材開発促進月間」及び「技能の日」について

昭和45年に技能五輪国際大会(国際職業訓練競技大会)がアジアで初めて日本で開催されたことを記念して、開会式が行われた11月10日を「技能の日」、11月を「人材開発促進月間」と定めています。

**「令和7年度新潟県職業能力開発促進大会」(主催:新潟県、新潟県職業能力開発協会、新潟県技能士会連合会)**  
11月26日(水)新潟市民プラザ(新潟市中央区)

職業能力開発に対する社会一般の理解と関心を高めるとともに、技能尊重気運を高揚し、技能労働者の地位の向上を図ることを目的に開催します。「にいがたの名工」や職業訓練、技能検定功労者などの県知事表彰などが行われます。

**雇用能力開発課 企画技能係 025 (280) 5263**

## 技能五輪全国大会・全国アビリンピックが開催されました

10月17日(金)から10月20日(月)まで愛知県(愛知県国際展示場 他)において、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)が開催されました。新潟県から、技能五輪全国大会に25名、全国障害者技能競技大会に7名の選手が出場しました。

### ・「第63回技能五輪全国大会」(主催:厚生労働省、中央職業能力開発協会)

国内の青年技能者(原則23歳以下)を対象に、技能競技を通じ、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して技能の重要性や必要性をアピールし、技能尊重気運の醸成に資することを目的として実施する大会です。

### ・「第45回全国障害者技能競技大会(全国アビリンピック)」(主催:独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

※技能五輪全国大会と同時開催

障害のある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会です。障害のある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障害のある方々に対する理解と認識を深めてもらい、その雇用の促進を図ることを目的として開催しています。

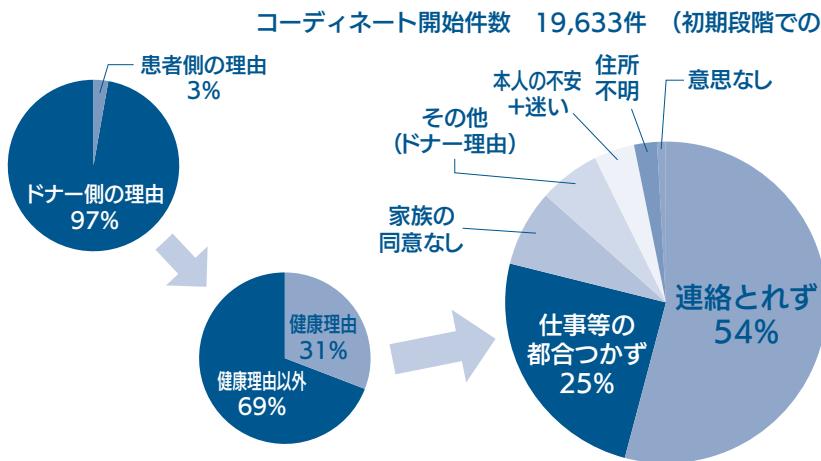
**雇用能力開発課 企画技能係 025 (280) 5263**

# 骨髓バンクドナー休暇制度導入のお願い及び 新潟県骨髓等移植ドナー支援助成金のご案内

白血病など血液がんの有効な治療法である骨髓移植は、骨髓バンクに登録したドナー（骨髓提供者）から骨髓等を提供いただくことで成り立っています。

登録したドナーが骨髓等を提供する場合、3泊4日の入院と5日程度の通院の必要がありますが、この日数を、勤務先が特別休暇として認めるのが「骨髓バンクドナー休暇制度」です。

## ドナー候補者が骨髓等の提供に至らなかった理由別件数の割合(2024年度)



ドナーを辞退した理由の中で、「仕事等の都合がつかなかったため」が挙げられます。患者さんやドナーへ理解のある社会を目指して、従業員の方の社会貢献活動支援の観点からも骨髓バンクドナー休暇制度を導入くださるようお願いします。

【出典：公益財団法人日本骨髓バンク「令和6年度事業報告参考資料」】

また、ドナー登録は18歳～54歳まで可能ですが、現在、登録者の高齢化が進んでおり、若い世代の方からのドナー登録が必要です。骨髓バンクへのドナー登録にご協力をお願いします。

なお、骨髓提供を行ったドナー本人には骨髓提供等のための入院や通院に要した日数に応じて、市町村や県の助成対象となる場合があります。県の制度について、詳しくは県ホームページをご覧ください。県ホームページ



■ 健康づくり支援課 難病等対策係 025（280）5202

## ハローワークが実施する人材不足分野への主な支援について

医療、介護、保育、建設、警備、運輸などの人材不足分野へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク新潟に「人材確保支援コーナー」を設置し、以下の支援を実施しています。なお、県内ハローワークにおいても、各種支援を実施しています。

### <求職者に対する支援>

- 専属の就職支援ナビゲーターが、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな職業相談・職業紹介を実施
- 希望職種の求人情報、最新の業界動向等を提供
- 対象分野の公的職業訓練の案内



新潟労働局マスコット  
キャラクター「にじー」

### <求人者に対する支援>

- ハローワークに登録している有資格者に対し、求人情報を提供し応募を勧奨
- 求人充足に向けて、わかりやすい求人票の作成や応募しやすい求人条件の設定についてアドバイスを実施

### <マッチングイベントの開催>

- 職場見学会、セミナー等の業界の魅力を伝えるイベントや、雇用管理改善・人材確保に関するセミナー等求人者向けイベント、合同就職面接会等のマッチングイベントを開催

■ 新潟労働局 職業安定課 025(288)3507 または 最寄りの各ハローワーク

## にいがた中高年世代活躍応援サイトのご案内

新潟県における就職氷河期世代を含むミドルシニア世代（概ね35歳以上59歳以下の方）に関する支援事業や支援機関（相談窓口等）、イベント（セミナー、企業説明会等）情報などを集約した「にいがた中高年世代活躍応援サイト」を開設しています。

ミドルシニア世代の方をはじめ、ご家族の方、企業を対象とした情報を発信していますので、ぜひご覧ください。令和7年度に新潟労働局が実施予定のイベント情報についても掲載しています。



■ 新潟労働局 職業安定課 025（288）3507

URL <https://niigata-work.mhlw.go.jp/>

## 新潟県の最低賃金は時間額1,050円です

○新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

※産業によって特定最低賃金が定められているものがあります。

○どのような雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託等)でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはいけません。

○派遣労働者については、派遣先事業場の所在地の最低賃金が適用されます。

### [最低賃金のチェック方法]

- ①時間給の場合…時間給 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ②日給の場合…日給 $\div$ 1日平均所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金額(時間額)
- ③月給の場合…月給 $\div$ 1か月平均所定労働時間数 $\geq$ 最低賃金額(時間額)

[https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/tingin\\_kanairoudou/sintyaku\\_00008.html](https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/tingin_kanairoudou/sintyaku_00008.html)

 新潟労働局 労働基準部 賃金室 025（288）3504



### 新潟県最低賃金が変わります

令和7年10月2日から

時間額

1,050円

前年比  
65円 UP

会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど

働くすべての人と雇う人のためのルールです。  
※「最低賃金法による賃金の支払の規則」(昭和35年5月1日施行)、若干回転、営利機関賃金、標準賃金の改定最低賃金額(時間額1,050円)及び「各業種(新規)、会計年度区分、州県品小売業等最低賃金額(時間額1,015円)」について、今回の改正に伴い、新定最低賃金額を下限たため、令和7年10月2日からは新潟県最低賃金が適用となります。

※次に掲げる賃金は最低賃金の対象になりません。

- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する支払われる賃金(割増賃金など)
- ・精勤手当、通勤手当、家族手当

## 新潟労働局版・第14次労働災害防止推進計画に関するアンケート回答のお願い

今年度は「第14次労働災害防止推進計画」(以下、「14次防」という。)の中間年にあたることから14次防の達成状況について、県内事業場の現状を把握する必要があり、WEBアンケートを実施することとしました。つきましては、新潟労働局ホームページトップ画面又は下記URL、QRコードから、本アンケートへのご回答をお願いします。(所要5分程度。令和7年12月31日までにご回答をお願いします。)

URL : [https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/14th\\_bou](https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou15/14th_bou)



※アンケートは14次防を推進するために使用し、それ以外の目的に使用することはございません。

※アンケートで得た情報を個別事業場に対する調査指導に利用することはございません。

(アンケートは匿名で事業場名はわかりません。)

## 労働安全衛生法、作業環境測定法、労働施策総合推進法の一部が改正されます

主な改正ポイントは次のとおりです。詳しくは改正法特設ページをご覧ください。

**労働安全衛生法 改正 検索**

- 1 労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めます。  
(R8.4.1から段階的に施行) ※一部は公布日(R7.5.14)に施行済
- 2 高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となります。(R8.4.1施行)
- 3 職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となります。  
(R8.4.1施行)
- 4 常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。(公布後3年内に政令で定める日から施行)
- 5 化学物質による健康障害防止対策等を推進します。(R8.4.1から段階的に施行)
- 6 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度を見直します。(R8.4.1施行)  
特定自主検査及び技能講習の不正防止対策を強化します。(R8.1.1施行)

 新潟労働局 労働基準部 健康安全課 025（288）3505

# — 每年11月は「過労死等防止啓発月間」です — 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

新潟労働局では、11月の「過労死等防止啓発月間」において、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、以下の取組を実施します。

## □労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

## □労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

## □長時間労働の削減や賃金不払残業の解消に向けた重点的な監督指導を実施します

## □無料の特別労働相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

なくしましょう 長い残業  
「過重労働解消相談ダイヤル」フリーダイヤル( 0120-794-713 )[無料]

日時：11月1日(土)9:00～17:00

また、11月第1週目を過重労働相談受付集中週間とし、新潟労働局・県内各労働基準監督署において、労働相談と労働基準関係法令が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

- ・新潟労働局または最寄りの労働基準監督署  
(開庁時間：平日8：30～17：15)

## □「過労死等防止対策推進シンポジウム(新潟会場)」を開催します

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、過労死等の現状や課題、防止対策について探るシンポジウムを開催します。

- 日 時：11月18日(火)14：00(参加無料、事前申込制)  
場 所：朱鷺メッセ(新潟市中央区万代島6-1)2階中会議室201  
基調講演：「生産性を高め、過労死等を防ぐために欠かせない睡眠」  
高橋 正也氏  
独立行政法人 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所  
過労死等防止調査研究センター センター長

お申し込みは、こちらから→



新潟労働局 労働基準部 監督課 025(288)3503

働く皆様に将来の安心を。



で退職金。

「中退共」は中小企業のための  
国の中退金制度です。

### ① 国の退職金制度！

掛金の一部を国が助成します。

### ② 外部積立型でラクラク管理！

管理や運用の手間がかかりません。

### ③ 掛金は全額非課税でオトク！

節税に加え、手数料もかかりません。

- パートタイマーさんもご加入いただけます。

- 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。



詳しくはホームページをご覧ください。



当社では法定の年次有給休暇が10日以上の労働者に対し、会社が5日分の時季を指定して取得させていますが、改めて運用上の注意点を教えてください。



年次有給休暇は本来、労働者が自由に時季を選択して取得するものです。しかし、取得が進まない実態を受け、法改正により2019年から最低5日の休暇を取得できるよう、使用者による時季指定が義務づけられました（違反すると30万円以下の罰金）。

使用者による時季指定の運用ポイントは以下のとおりです。

- 就業規則への明記**：対象となる労働者の範囲や時季指定の方法等を就業規則に定める必要があります。
- 意見聴取の実施**：使用者は指定前に労働者の意見を聴かなければならず、聴取した意見を可能な限り尊重する努力義務があります。労働者から変更の希望があれば再度意見を聴取し対応することが望ましいです。
- 時季指定できる日数**：労働者が自ら取得した日や、労使協定による計画年休については、時季指定義務が課される「年5日」から控除します。例えば、労働者が既に年次有給休暇を5日取得している場合、使用者による時季指定は不要であるとともに、指定することもできません。  
具体的な運用方法としては、基準日から一定期間経過後（半年後など）に5日未取得者へ指定する、過去の取得実績を見て著しく少ない人には基準日にまとめて指定すること等が有効です。

県労働相談所には、「会社に勝手に年休を指定されて自由に休めない」などの相談が寄せられています。背景として、使用者による意見聴取や運用に関する説明が十分でないケースが見られます。使用者自身が制度趣旨を正しく理解したうえで、労働者の意見を聴き、運用方法等を丁寧に共有することが、働きやすい職場環境づくりとトラブル防止につながります。

## ～労使間トラブルでお困りの方へ～ 労働トラブル休日相談会のご案内

労働委員会では、公益委員・労働者委員・使用者委員の三者の委員が相談員となり、毎年10月と2月に「労働トラブル休日相談会」を開催しています。労使間のトラブルに悩む方から、困りごとを直接お聞きし、助言を行うことで紛争解決のお手伝いを行っています。

### 10月相談会のチラシ(次回は2月開催)



### <相談をお受けする内容>

- 解雇、賃金未払い、退職金未払い、パワハラなどの労使間トラブル（ただし、採用に関するものは除きます。）
- 部下が配転命令に応じないなどの、使用者側からの相談もお受けします。

### <次回の開催について>

2月のいずれかの休日（土・日・祝日）に、開催する予定です。決まり次第、県ホームページでお知らせします。

また、相談には、事前予約が必要です。お申込み方法等、詳細についても、県ホームページをご確認ください。

事前予約は、1月上旬開始予定です。



HPはこちら

■ 労働委員会事務局総務課 025 (280) 5544

## 経済指標

	現金給与総額(円)		定期給与(円)		総実労働時間(時間)		所定外労働時間(時間)		有効求人倍率(倍) ※季節調整値		完全失業率(%)	企業整備離職者*(人) ※倒産・廃業、人員整理に伴う離職者数
	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県	全 国	新潟県		
令和7年5月	301,592	255,875	287,118	251,911	134.5	135.0	9.7	7.9	1.24	1.43	2.5	168
6月	514,106	410,112	289,536	254,471	139.6	143.6	9.7	8.1	1.22	1.41	2.5	112
7月	416,744	364,523	289,946	254,694	141.8	143.3	9.8	8.6	1.22	1.42	2.3	699
前年同月比	3.4%	2.2%	2.1%	0.7%	0.3%	-1.2%	-3.0%	1.1%	-0.02ポイント	0.02ポイント	-0.4ポイント	4011.8%
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査(確報)」(規模5人以上) 県統計課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模5人以上)								厚生労働省職業安定局 新潟労働局職業安定部		総務省 統計局	新潟労働局 職業安定部